

# 神奈川県国民健康保険団体連合会総会傍聴取扱要綱

制定 平成21年2月16日

神奈川県国民健康保険団体連合会総会傍聴取扱要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)の総会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

(総会の公開)

第2条 総会の会議は、原則公開とし、傍聴を認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する議題については、会議を非公開とすることができる。

- (1) 理事及び監事の選任等人事に関すること
- (2) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害する恐れのある事項
- (3) 訴訟に関すること
- (4) 会議を公開することにより、連合会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日受付で所定の用紙に氏名、住所又は電話番号を記入の上、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。

3 傍聴人の定員は5人とし、傍聴の希望者が定員を超える場合は、くじにより決定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、報道関係者で理事長が特に認める者は、傍聴券の交付を受けて傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の事項に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機(携帯電話機を除く。)、パーソナルコンピュータ、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者。ただし、第6条の規定により撮影し、又は録音等をするにつき理事長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、太鼓などの楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して賛否を表明しないこと。
  - (2) 談話したり、大声を出すなど騒がないこと。
  - (3) 携帯電話機については、使用できないよう電源を切ること。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
  - (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、事前に理事長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの規則に違反したときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、直ちに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。